

寄附金等取扱規程

第1条 (目的)

この規程は、スポーツキャリアサポートコンソーシアム（以下、「当会」という。）における寄附金等の取り扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 (寄附金等の種類)

この規程で「寄附金等」とは、当会の目的に賛同し、活動を財政的に支援する目的で寄附される現金等の財産で、運営委員会が受け入れを決定した次の各号のものをいう。

- (1) 用途を特定して寄附される財産
- (2) 前号以外の財産

第3条 (受け入れの条件)

寄附金等を受け入れようとする場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、寄附を受け入れない。

- (1) 寄附金等の受け入れに伴い、当会の経費支出が著しく増大するおそれがある場合
- (2) 寄附申し込み後、寄付者がその遺志により寄附金等の全部または一部を取り消すことができる条件が付される場合
- (3) 寄付者の社会的な立場や信用に問題がある場合
- (4) その他、運営委員会が寄附を受け入れることが適当でないと認める場合

第4条 (寄附の受け入れ)

運営委員会は、「寄附申込書」により寄附の申し出を受けるものとする。

運営委員会は、寄附を受け入れることが適当であると認めた場合には受領し、寄附者に対し、領収書等を交付する。

第5条 (寄附金等の用途および変更)

運営委員会は、次の各号に該当する場合は、第2条第1号の寄附金等の用途を変更することができる。

- (1) 寄附金が用途・目的に沿って使用できないこととなった場合
- (2) 寄附金等の目的が達せられ、残額を他の用途に使用する場合

2. 運営委員会は、前項の規定により用途の変更をしようとするときは、あらかじめ寄附者と協議しなければならない。

第6条 (会計監査)

寄附金の用途については、監査役を任命し監査を行うものとする。

第7条 (個人情報保護)

寄附者に関する個人情報については、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

第8条（改廃）

この規程の改廃は、運営委員会の決議を経て行う。

第9条（その他）

この規程に定めるもののほか、必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則 この規程は、令和3年10月1日から施行する。